令和７年４月２３日
子ども・子育て会議資料
こども家庭センター作成
報告資料８

令和７年度における母子保健事業の拡充及び変更点について

１　妊婦のための支援給付の実施（出産・子育て応援交付金の制度化による変更）

（1）事業概要

妊婦や子育て家庭への経済的支援として活用してきた国の「出産・子育て応援交付金」（妊娠時５万円・出産時５万円＋都独自５万円の１０万円）について、子ども・子育て支援法の改正により「妊婦のための支援給付」として制度化され、妊婦支援給付金を支給する。施行期日は令和７年４月１日。

（2）現行制度との比較

項目	制度化後（R7.4.1～）	現行制度
名称	妊婦のための支援給付	出産・子育て応援給付金
根拠	子ども・子育て支援法第１０条の２	予算事業（実施要綱）
給付対象	妊婦給付認定者	妊婦及び養育者
給付の算定基礎	妊娠している者及び妊娠している子どもの数（流産・死産も含む）	妊娠の届出をした妊婦及び出生した児童数
給付額	１回目：妊婦の認定後５万円 ２回目：妊娠している子どもの人数×５万円	出産応援ギフト：妊婦１人当たり５万円 子育て応援ギフト：児童１人当たり５万円 ＋都独自５万円(※)の計１０万円
給付方法	現金（口座振込）またはギフトの選択制	デジタルカタログギフト（都の広域連携）
申請方法	Logo フォーム（電子）	申請書（紙）

(※)都独自分→R7 は都が申請受付・ギフト配布を実施（市への委託・補助は無し）、金額 10 万円に拡充予定

２　妊婦・パートナー歯科健診事業（変更事業）

母子保健法に基づき妊婦に対する歯科健診を実施しているが、健やかな妊娠生活や出産を実現するためには、妊婦本人だけではなく、その家族やパートナーの意識も大切である。加えて、妊婦の歯周病が妊娠のトラブル（未熟児、早産・低出生体重児出産）につながる可能性があること、また、出産後に子どもの歯と口の健康や口腔機能獲得を含めた子どもの健康を推進するためには、その保護者である妊婦やパートナーの日ごろからの歯と口の健康に対する取組も必要であることから、歯科健診の対象を拡大し、妊婦のパートナーも対象として実施する。さらに、これまで健康センター内にて集団方式で実施していた妊婦歯科健診を市内の歯科医会加入の歯科医療機関で受診できる個別方式に変更することで、妊婦・パートナーともにかかりつけ歯科医を持つきっかけにつなげる。令和７年６月開始。

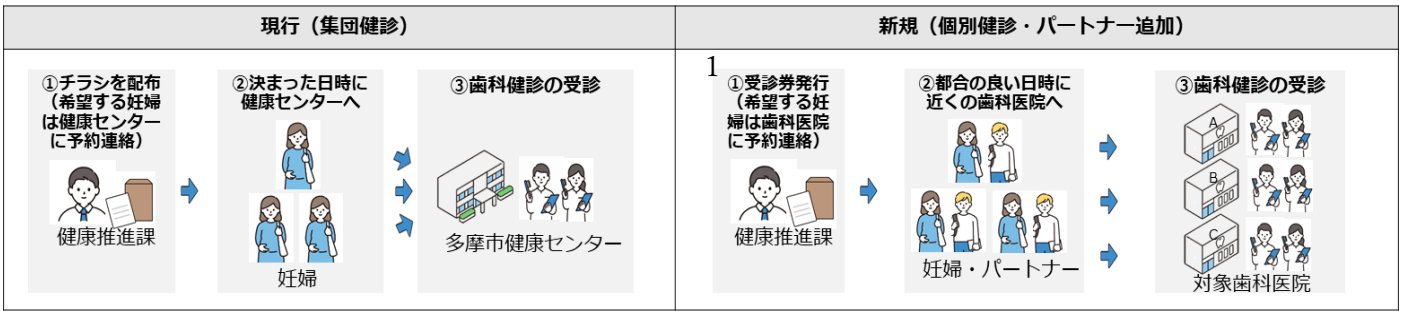

令和７年４月１日以降に、
面接もしくは訪問を受けた方

令和７年度　多摩市子育て応援ギフト一覧

ゆりかごTAMA面接

妊婦のための支援給付（１回目）
（国の制度）

現金５万円または同額相当の
デジタルカタログギフト

面接後に申請すると、現金支給
またはギフトをプレゼント！！

ゆりかごTAMA応援ギフト
（とうきょうママパパ応援事業）

育児用品
（１万円相当）

面接を受けると、ギフトを
プレゼント！！

新生児訪問 赤ちゃん訪問

妊婦のための支援給付（２回目）
（国の制度）

現金：胎児の数×５万円または
同額相当のデジタルカタログギフト

訪問後に届出をすると、
現金支給またはギフト
をプレゼント！！

東京都出産・子育て応援事業
（赤ちゃんファーストギフト）

デジタルカタログギフト
（10万円相当）※予定

東京都の専用
サイトで申請

多胎児家庭支援事業
（とうきょうママパパ応援事業）

デジタルカタログギフト
（2万円相当）

地区担当保健師がご自宅に訪問して状
況を伺い、ギフトをプレゼント！！

１歳

バースデーサポート事業
（とうきょうママパパ応援事業）

デジタルカタログギフト
１人目　６万円相当
２人目　７万円相当
３人目以降　８万円相当

ご自宅に届いたアンケート
を返信した後、郵送か訪問
でギフトをプレゼント！！

多胎児家庭支援事業
（とうきょうママパパ応援事業）

デジタルカタログギフト
（2万円相当）

地区担当保健師がご自宅
に訪問して状況を伺い、
ギフトをプレゼント！！

２歳

多胎児家庭支援事業
（とうきょうママパパ応援事業）

デジタルカタログギフト
（2万円相当）

地区担当保健師がご自宅
に訪問して状況を伺い、
ギフトをプレゼント！！

０１８サポート
（東京都事業）

東京都が都内在住の0歳から18歳までの子供を対象に、一人あたり月額5,000円（年間最大60,000円）を支給